

## 議第28号

三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の退職手当支給に関する条例（昭和37年三島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項及び第5条」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項」に改める。

第7条の4第1項第1号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第2号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第8条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第8条の5第9項第4号中「除く。」の次に「第11項第2号において同じ。」を加え、同条第11項第2号中「（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第16項第3号中「前項」を「第13項若しくは前項」に改め、同項第4号中「第9項第4号に規定する」を削る。

第10条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項、第8条第5項第2号、第8条の5第9項第4号、第11項第2号並びに第16項第3号及び第4号並びに第10条第2項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士